

令和4年度適正化事業計画

貸切バス事業者の中には、需要の減少に対応するため、事業を休止したりバスを休車させている事業者もある状況ですが、一方では今後の需要回復に伴い下限割れ運賃や過労運転などの法令違反の発生が懸念されています。

2016年に起きた軽井沢スキーツアーバス転落事故から6年が経過しましたが、二度とあのような悲惨な事故が生じないよう改めて安全対策の徹底が求められています。

新型コロナウイルス感染症の影響がこれからどうなるか不透明ではありますが、今後の推移を注視しつつ、次の事業に取組み、貸切バス事業の適正化を促進します。

1. 巡回指導について

①基本方針

国土交通省から、国が監査を実施した又は実施する予定の営業所を除く全ての営業所に対し、原則、毎年度1回巡回指導を実施するよう求められているため、これに沿って計画します。

巡回指導の実施にあたっては、公正かつ適確に行うとともに、改善を要する事業者に対しては適切な指導に努めます。

また、研修や外部機関の講習等により指導員のスキルアップを図ることとします。

②巡回指導の実施方法

指導員が各営業所を直接訪問して実施します。なお、国土交通省の令和4年度の運用方針に基づき、令和3年度に引き続き、複数の営業所を有する事業者については、原則として本社営業所等において一括して実施する方式（集合方式）で行うほか、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、関係書類を当センターに郵送して頂くなど、対面しないで実施する方式（非対面方式）も行うこととします。

また、巡回指導の項目については、原則として輸送の安全に直結するものに重点化して行うほか、優良な事業者については、巡回指導項目を更に特化して行うこととします。

③巡回指導の実施体制

常勤指導員2名1組の体制で実施することを基本とします。その他、毎月1回程度、常勤指導員と外部指導員との2名1組の体制で実施する方式も行います。

併せて、新潟県と石川県においては、外部指導員2名1組の体制で実施する方式も行います。

④月別の巡回指導（訪問）予定

月別の訪問予定は次表の通りです。

月	巡回指導行程数			訪問箇所数	備考（外部指導員活用行程数）
	三泊四日	二泊三日	日帰り		
令和4年4月		4		16	2
5月		5		20	1
6月		4		16	1
7月		5		20	2
8月	1	4		21	2
9月	2	3		22	2
10月	1	4		21	2
11月	1	3		17	1
12月		4		16	1
令和5年1月			10	15	
2月			8	12	
3月		3		12	1
合 計	5	39	18	208	15

※ ①上表の他、新潟県と石川県において、外部指導員2名1組の体制で合計50営業所程度の巡回指導を実施する予定。

②令和4年2月1日現在の事業者数は、事業休止中の事業者を除くと240であり、営業所数は318であるが、このうち複数の営業所を有している事業者は46、その営業所の総数は124であるので、これらの営業所の巡回指導を集合方式で実施するとすれば、必要となる訪問箇所数は240となる。

2. 利用者からの苦情処理について

電話、書面等により旅客から寄せられる苦情・要望に対して、その内容により事業者、行政等に通知して改善を求めるなど適切な処理に努めます。